

富山県長期優良住宅認定手数料（令和7年4月1日改正）

- 1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画等認定申請

（1）新築に関する長期優良住宅建築等計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）
	確認書※ ¹ 若しくは住宅性能評価書※ ^{2,3} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	14,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	25,000
同 6戸以上 10戸以下	41,000
11戸以上 30戸以下	69,000
31戸以上 50戸以下	109,000
51戸以上 100戸以下	165,000
101戸以上 200戸以下	276,000
201戸以上 300戸以下	352,000
301戸以上	403,000

（2）増改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）
	確認書※ ¹ 若しくは住宅性能評価書※ ^{2,3} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	21,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	38,000
同 6戸以上 10戸以下	63,000
11戸以上 30戸以下	104,000
31戸以上 50戸以下	166,000
51戸以上 100戸以下	250,000
101戸以上 200戸以下	429,000
201戸以上 300戸以下	541,000
301戸以上	621,000

※1 この項において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面をいいます。

※2 この項において「住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をいいます。

※3 法第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。

※4 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付しない場合の手数料についてはお問い合わせください。

2 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画等変更認定申請

(1) 新築に関する長期優良住宅建築等計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）
	確認書※ ¹ 若しくは住宅性能評価書※ ^{2,3} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	10,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	19,000
同 6戸以上 10戸以下	32,000
11戸以上 30戸以下	51,000
31戸以上 50戸以下	85,000
51戸以上 100戸以下	137,000
101戸以上 200戸以下	229,000
201戸以上 300戸以下	288,000
301戸以上	323,000

(2) 増改築に関する長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の一申請あたりの手数料

区分（住棟の総戸数）	手数料（円）
	確認書※ ¹ 若しくは住宅性能評価書※ ^{2,3} 又はこれらの写しを添付する場合
戸建住宅 又は 共同住宅 1戸	16,000
共同住宅 2戸以上 5戸以下	29,000
同 6戸以上 10戸以下	48,000
11戸以上 30戸以下	78,000
31戸以上 50戸以下	134,000
51戸以上 100戸以下	210,000
101戸以上 200戸以下	348,000
201戸以上 300戸以下	437,000
301戸以上	487,000

※1 この項において「確認書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定により交付された当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された書面をいいます。

※2 この項において「住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書をいいます。

※3 法第6条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を同時に申請する場合の手数は、建築確認申請手数料と同額を上記手数料に加えた額となります。

※4 確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付しない場合の手数料についてはお問い合わせください。

3 法第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画変更認定申請

一申請あたりの手数料

手数料（円）
6,000

4 法第10条の規定による地位承継承認申請

一申請一住戸あたりの手数料

手数料（円）
6,000